

申告期間は令和3年2月16日(火)～3月15日(月)

令和2年分確定申告と市・県民税申告相談は 新型コロナウイルス感染防止のため予約制とします

ご注意ください!

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場内の混雑緩和を図るため、令和2年分確定申告と市・県民税申告相談を例年と変更して行います。ご理解、ご協力をお願いします。

▼税務課 ☎23-3509

申告会場には予約の上、
ご来場ください

申告会場での3密を避けるため、今回の申告はインターネットでの予約制を導入し、地区別の申告相談日は設けません。

市・県民税の申告は、郵送での提出をご利用ください。予約の受付開始は1月下旬を予定しています。詳細は広報たはら1月号でお知らせします。

また、インターネットを利用できない方は、市税務課市民税係までご相談ください。

e-Taxをご利用ください

感染防止の観点からも、令和2年分の申告はできる限りご自身で申告書を作成してください。確定申告書は国税庁HPの確定申告書等作成コーナーを利用して作成すると便利です。作成した確定申告書は、e-Tax(電子申告)で送信、または印刷し、郵送などで提出できます。申告会場に行かなくてもよく、24時間利用できるのです。大変便利です。

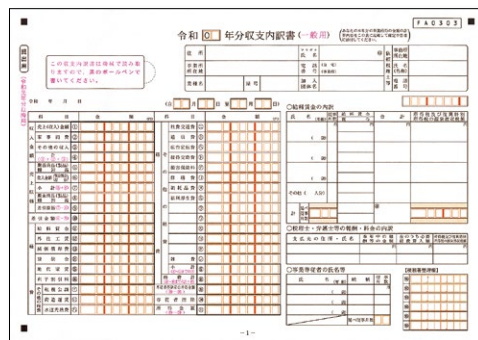


国税庁HP

申告に必要な書類を事前に作成してください

左記の申告をする場合は、必要書類を事前に作成の上、ご来場ください。様式は国税庁HPからダウンロードできます。

◆事業所得(営業等所得・農業所得)、不動産所得を申告する方



収支内訳書を事前作成してください

◆医療費控除を申告する方



医療費控除の明細書を事前作成してください

市の会場で受付できない申告が増えます

◆今回から受付できない申告

- 土地・建物・株式などの譲渡所得の申告(収用、利用集積を除く)
- 申告分離課税選択の上場株式などの配当所得の申告

●令和2年分以外の申告

●準確定申告(亡くなられた方の申告)

●国外に居住している親族を扶養親族とする申告

※その他、青色申告、先物取引に係る申告、太陽光発電に関する申告、仮想通貨に関する申告、雑損控除の適用を受ける申告、住宅借入金等特別控除(初年度)の適用を受ける申告、消費税の申告、贈与税の申告、相続税の申告は例年通り受け付けできませんので、豊橋税務署で申告を行ってください。

▼豊橋税務署 電話相談センター

☎(0532)52-6201